

◎新潟県告示第755号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次の都市計画の変更案を縦覧に供する。

平成28年6月24日

新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種類 胎内都市計画道路
- (2) 名称 1・3・1号 新潟村上幹線道路

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 1・3・1号 新潟村上幹線道路

ア 追加する部分

胎内市

乙字前野地・字下野地の各一部

村上市

南新保字抜田・字蟹田の各一部

イ 削除する部分

なし

3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 自 平成28年6月24日
至 平成28年7月8日

(2) 場所

ア 新発田市豊町3丁目3番2号（〒957-8511）
新潟県新発田地域振興局地域整備部計画調整課

イ 村上市田端町6番25号（〒958-8585）
新潟県村上地域振興局地域整備部計画調整課

ウ 胎内市新和町2番10号（〒959-2693）
胎内市地域整備課都市計画住宅係

エ 村上市三之町1番1号（〒958-8501）
村上市都市計画課

オ 村上市山口444番地（〒959-3192）
村上市荒川支所産業建設課

4 その他

この都市計画の変更案については、縦覧期間満了の日までに、新潟県に意見書を提出することができる。